

これまでの長野県の景観育成の取組

平成4年 長野県景観条例制定

(地方自治法に基づく自主条例)

長野県景観形成計画

県主導による景観行政・景観形成の推進

- ◆ 地域の特性を活かした景観行政の推進
(景観形成重点地域、屋外広告物特別規制地域の指定)
- ◆ 大規模行為の事前届出・指導による景観形成の誘導 (全県)
- ◆ 住民参加による景観形成の推進
(景観サポーター活動、景観形成住民協定の認定)

平成16年 景観法成立

法の理念「**景観行政の主体は市町村**」

平成18年 改正景観条例施行

(景観法に基づく委任条例)

長野県景観育成計画 (法8条 景観計画)

市町村主体による景観行政・景観育成、県は支援

- 景観育成の基本的な方針
 - (1) 地域が主体となった景観の育成
 - (2) 公共事業による景観育成の推進 (公共事業景観育成指針策定)
 - (3) 専門家の活用

県の主な取組

○地域が主体となった景観の育成

- ◆景観行政団体への移行支援
 - ・移行マニュアル作成、事前相談等
- ◆景観育成住民協定の認定(継続)
 - ・住民が景観育成のための協定を知事が認定
- ◆地域景観協議会の設置
 - ・10地域の建設事務所ごとに設置
 - ・地域の実情に即した景観育成事業展開
- ◆地域景観リーダーの育成(～H25)
 - ・地域の景観育成活動の中心的な役割を担う人材を育成(研修会の開催)

○専門家の活用

- ◆景観デザイナーの派遣
 - ・住民、市町村等の要望に応じ派遣となった景観育成活動

成果

(R3年度末時点)

景観行政団体移行数

H18 3市町 → **26市町村**

協定数

H18 149件 → **172件**

(県全体の33%、県土面積の約50%)

地域景観リーダー登録数 **110名**

※登録制度はH30度で廃止

派遣実績 **12回**

長野県農村景観育成方針（平成25年策定）

世界に誇る信州・ふるさとの景観づくり

○3つの基本方針の好循環を県民運動として展開

- 農村景観の基盤であるの農林業の持続
- 「信州らしさ」を実感できるふるさと風景づくり
- ふるさと風景の魅力を世界にアピール

県の主な取組

- ◆ふるさと信州風景100選
 - ・心に残る『ふるさと信州』をテーマに写真を募集し103箇所の風景を選定
- ◆信州ふるさとの見える(丘)
 - ・100選の風景を眺望できるビューポイントの認定、ビューポイント整備

成果

冊子の発刊 **5,000冊** (2,000冊増刷)

巡回パネル展の開催

WEBサイトの開設

認定箇所 **63箇所**

整備箇所 **47箇所** ※H29で終了

取組の現状と課題

- 太陽光発電施設等の設置や、コロナ禍での地方回帰によるマンション等の開発行為の増加など、新たな景観阻害要因に対する対応
- 景観行政団体への移行により、広域的な景観が行政界で分断されてしまうことへの懸念
- 景観行政団体へ移行しない小規模町村等における景観保全・育成の調整の必要性
- 「守るべき景観」である、地域の景観に対する価値観の共有が進んでいない
- 人口減少や都市の集約化等に伴う、山間地等の景観保全の担い手の不足



近年の県の対応

- 届出制度の実行性の向上 → **届出制度の改善 (R1)**
 - ・太陽光発電施設を届出対象に追加
 - ・景観に影響が大きい行為に対し、眺望点からの完成予想図や住民への説明報告書等の添付書類を追加
- 地域で守るべき景観価値の共有 → **眺望点の指定 (R2～)**
 - ・地域にとって重要な景観を眺望できる場所を「眺望点」として県で指定**眺望カードの作成 (R3～)**
 - ・小・中学生が景観について気軽に知り、興味を持ってもらうツールとして作成。出前講座や道の駅等で配布



新たな視点からの景観施策が必要ではないか

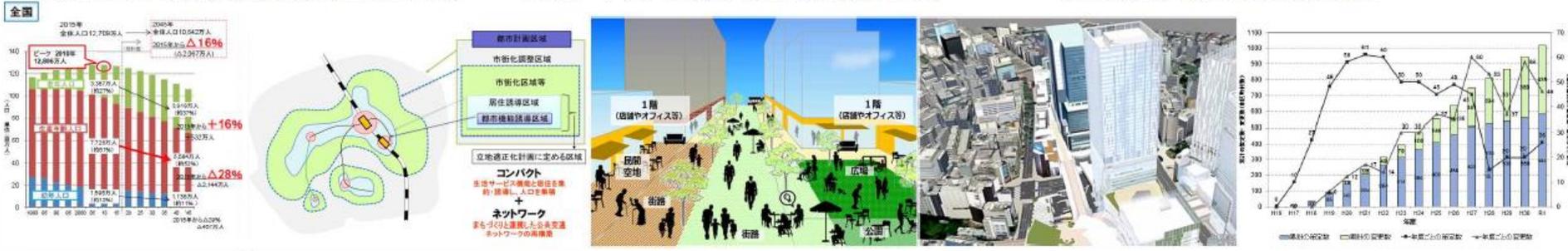
【取組の視点例】

- 各圏域の文化、産業などの資産や課題に対応した広域景観マネジメント（エリアブランディング）
- 行政界を超えた広域調整（景観育成重点地域、都道府県間 等）
- 圏域（景域）ごとの将来像や施策の柱をまとめた「景観ビジョン」（景域マスタープラン）の作成
- 小規模町村等への支援（人材育成、専門家派遣、困難事案に対する県の関与等）
- 太陽光発電施設等の設置に対する景観誘導（再生可能エネルギーの導入促進や災害への対応に応じた抑制と推進）

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)①

第1章：景観政策を巡る新たな社会動向と最近の取組

- 人口減少・都市のスポンジ化
- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
- 新型コロナ危機を契機とした意識の変化
- スマートシティの推進による新技術の活用
- 景観計画の策定・改定の推移



第2章：今後の景観まちづくりのあり方

1. 目指すべき景観まちづくりの方向性 2. 現状・課題と取組の方向性

【今後の景観まちづくりの方向性】

『景観価値を再構築し、技術力を向上することにより、地域の個性を磨き上げた「質の高い」景観まちづくり』を実現する。

➢ 上記の実現に向けて、以下（1）～（3）の3つの取組の方向性を設定する。

(1) 質の高い空間形成による積極的な景観価値の創出

➢ 上位計画等と連動し、中心市街地や歴史的まち並みを有する地区などの地域の拠り所や顔となる場所への積極的な景観価値の創出を目指す取組

○ 地域の拠り所や顔となる場所へのきめ細やかかつ集中的な景観施策の推進

○ 質の高い公共施設の整備



■ 長門市 景観形成重点地区

(2) 地域の景観資源を活かした持続的景観の保全

➢ 農山漁村等の風景や生活景の保全への取組、及び持続可能なまちづくりの観点からの防災対策と景観保全の両輪での取組

○ 農山漁村等の風景や身近な生活景における景観保全の取組

○ 広域的な景観保全の取組

○ 小規模自治体での景観施策の推進

○ 空き地等の利活用や適正な管理による景観支障の改善

○ 持続可能なまちづくりにおける防災対策と景観保全の取組

(3) 景観まちづくりの技術力向上

➢ 新技術の活用や様々な主体の協働によって技術力を向上させ、より効果的な景観まちづくりを推進する取組

○ 新技術の活用による景観協議の充実

○ 効果的な普及啓発による行政職員の技能スキル向上

○ 専門家や市民を含めた組織の構築と連携強化による協働

○ 時間軸を意識した計画策定と将来ビジョンの共有

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)③

第2章：今後の景観まちづくりのあり方 3.今後の景観政策のあり方

(2)地域の景観資源を活かした持続的景観の保全

(2) -1.地域の背後にある歴史や文化、環境等の繋がりの強化

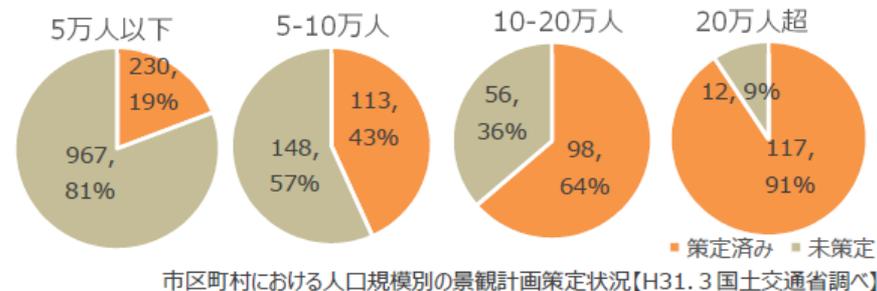
- 農山漁村の景観の価値を共有するためには、地域の背後にある歴史や文化、経済、産業などとのつながりも含めて伝える必要があり、関係部局の担当者にも景観に関する取組を周知する等が重要となる
- 生業を支援するソフト施策も含めた景観計画を策定し、景観計画と他施策を連動させることが効果的

(2) -2.都道府県が主導できる仕組みの構築

- 市区町村だけでは足並みが揃わない場合もあり、国や都道府県による支援方策の検討が必要となる
- 広域的な景観保全には、市区町村が景観行政団体となっている場合にも都道府県が積極的かつ効果的に景観行政に関与する必要がある
- 広域的な景観保全には、市区町村と都道府県の協働や、市区町村の考えを踏まえた都道府県による景観計画の策定も効果的

(2) -3.小規模自治体への取組支援

- 自治体の規模が小さくなるほど、景観計画の策定率は減少し、景観施策が推進できていないため、小規模な自治体への専門家派遣等、小規模自治体においても景観施策が推進されるような仕組みを構築することが重要



(2) -4.非建築行為である建造物の除却や空き地等に対する取組

- 景観を維持していくためには一度景観計画を策定して終わるのではなくマネジメントを続けることが重要となる
- 最も身近にいる地域住民等による景観パトロールや診断で景観の変化を把握する
- 暫定利用の促進による空き地の利活用や適正管理が重要となる



黒石市 空き地を活用したイベント

(2) -5.景観計画に防災・減災の視点を取り入れる取組

- 近年、災害の頻発化・激甚化により歴史的街並みなどの景観上重要な地区でも被災する事例があり、被災後に大きく景観が失われる恐れがある
- シミュレーションやハザードマップ等の災害情報と関連させながら、防災の視点を景観計画に反映させていくことが重要となる
- 被災時における景観分野の専門家派遣や計画策定時の体制構築等、復旧・復興に備えた景観形成への役割分担を明確化する